

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条の二第七項の規定に基づき、令和元年総務省告示第二百六十三号（電波法第四条の二第七項の規定に基づく同条第二項の同法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 鈴木 淳司

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>【一〇三 略】</p> <p>四 米国電気電子学会が定める規格のうち、次のいずれかのもの</p> <p>1 IEEE802.11ah</p> <p>2 IEEE802.11ax</p> <p>3 IEEE802.11be</p> <p>4 IEEE802.15.4</p> <p>5 IEEE802.15.4g</p> <p>【五〇十 略】</p>	<p>【一〇三 同上】</p> <p>四 米国電気電子学会が定める規格のうち、次のいずれかのもの</p> <p>1 IEEE802.11ah</p> <p>2 IEEE802.11ax</p> <p>【新設】</p> <p>3 IEEE802.15.4</p> <p>4 IEEE802.15.4g</p> <p>【五〇十 同上】</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日から米国電気電子学会においてIEEE802.11beが成立するまでの間における令和元年総務省告示第二百六十三号第四項の規定の適用については、同項第三号中「IEEE802.11be」とあるのは、「IEEE802.11be (Draft 3.0以降)」とする。